# VI　古謡

## 一、コイニヤ

郷土史家・喜舎場永珣氏は『八重山古謡（上）』（一九七〇年／沖縄タイムス社）に真乙姥をたたえる古謡「コイニヤ」の原歌、訳、解説などが載せられている。次はその引用である。

コイニヤ

| 原歌 | 訳 |
|---|---|
| 一　真イツバアノ　イラマレ | 真乙姥女は　げに幸運な生まれであった |
| ンジヤルハノ　マノクリ | んじやる姥（同対話）女は　真に霊威高い女性でした |
| 二　女トモスル　メトムノ | 婦女世界における　婦人中での |
| ヲナグスル　オナクノ | 婦女衆の　その内で |
| ヤエン来テ美拝マイ（囃） | （来年も上国して拝謁の光栄に浴します） |
| 三　首里道ハ　アケテ | 首里王庁への公用の航路を女性として始めて開通された |
| 美御前道　シラベテ（囃以下） | 首里国王への御奉公の旅を　女性として始められた |
| 四　首里天バ　美拝カテ | 首里天加那志（国王）へ　拝謁の光栄に浴された |
| 按司添ム　拝ムテ | 主君へ謁見の　王命を賜わった |
| 五　バンステル　今日ドラ | 私はいま生まれ変ったような　嬉しさで一ぱいです |

羽ムイル　タキドラ
六　船乗リノ　道ヤリバ
渡リヌ　道ヤリバ
七　バン八重山　イケヲラ
下八重山　イケヲラ
八　浮縄渡ノ　真中ニ
神ノ渡ノ　フクラニ
九　トウイシノ　アラマテ
瀬渡ノ　アラマテ
十　トウシドウシニ　拝カマイ
ハダハダニ　スデラマ
十一　首里天ノ　願イヤ
按司添ノ　願イヤ
十二　昼ヤ　真チィヂィニカメ
夜ヤ　真胸ウケ
十三　百歳世ノ　願イカバ
百年世ノ　願イカバ

---

羽が生えて空に飛び立つくらいの　喜びを満喫している
乗船航海の　海上の路であるから
渡海の難航の　路であるからには
真乙姥女は古里の八重山に　帰省して行って
下八重山の故郷に　帰って行って
沖縄航海の　途中において
神の航路の　途中において
サンゴ礁の岩礁に　いくら出会っても
海狭や環礁が　現われても
年々（毎年）上国して　拝謁の光栄に浴したい
歳々に上首して　有難く冥加いたしたい
国王の治国安泰を　御祈願いたし
聖寿の万歳を　お祈り申し上げたい（このお祈りは）
昼間は（真乙姥女は）　頭上に載せてお祈り
夜間は（んじやる姥女は）　真胸に合掌してお祈り
百歳世の聖寿を　寿ぎ奉り
百年世の弥栄を　お祈り奉ります

〈解説〉

一、真乙姥　真乙姥は、長田大主の妹で、霊威高き女性に生まれ、オヤケ・アカハチ征討の時にはイラビ神の霊感があった。イラビ神は航海の神であり、官軍の精鋭三千と四十六隻の船艦を守護して首里へ安着させますからご安心あれとの託宣が真乙姥にあったので、早速大里大将へ真乙姥は進言した。大将は大いに喜ばれ、「安着の上は王命によって上国せよ」と言って出帆された。真乙姥はその日から美崎山に断食山籠して祈願に全魂を打ち込んでいたが遂に昏睡状態になり、神は多田オナリ女を使って救命させられたという。尚真王は真乙姥に上国命令されたので、文亀二年（一五〇二）今から四六八年前、真乙姥は上国して国王の拝謁の光栄に浴した。その時王庁の庭で謡ったのがこの「コワイニヤ」である。八重山には「クワイニヤ」という言葉はなく、真乙姥は「アヨウ」を謡ったが王庁では耳障りであったのでクワイニヤと言えと大勢頭部の係官が命ぜられたで、そのまま「こはいにや」と記録されたように考えられる。

二、按司添　添いは「古琉球」によると、襲いの略で治者の意。按司は「アンジ」ともいい、為政者または主君の意。

三、瀬渡　瀬渡は（中略）沖縄でいう干瀬すなわち珊瑚礁・環礁・暗礁のことで、サンゴ礁の対語である（略）。

四、ハダハダ　年々の対語。

五、真チィヂィニ　婦女子の最高の祈願の意。頂は頭上のことで、頂上に載せていただくことから最上の祈願を表わす意。

六、コイニヤ　昔真乙姥ならびに平得村多田屋のおなりが弘治年間初めて上国して王庁の庭で謡ったもの。すなわち「悪鬼納嘉那志罷登り、首里天加那志、美御前、美拝ミからめきみうほけ被下冥加至極奉存みうんにゆけ申たる〈こはいにや〉之事」―尚真王は、オヤケアカハチ征討の時真乙姥の論功行賞を認め上国を命ぜられたので真乙姥は多田屋オナリを同伴して文亀二年（一五〇二）首里王庁に上ぼり、国王拝謁の光栄に浴した時に謡った〈こはいにや〉である。

（略）

## 二、慶田盛ヌクンチェーマユンタ（新川）

以前、字新川の慶田盛村には、山陽姓大宗宮良親雲上長光（一五八四～一六六一年）らが住んでいた。字新川二八五番地に山陽氏三世で三男の黒島首里大屋子長孝（一六四五～八六年）、字新川一四番地の四男の三世保里与人長安（一六五〇～七九年）、五男の三世花城与人長明（一六五四～八二年）も字新川二八七番地に住んでいる。

山陽姓大宗宮良親雲上長光や孫の黒島首里大屋子長孝、保里与人長安、花城与人長明らも利用したと思われる慶田盛

村の共同井戸が、山陽氏三世長孝小宗家の直前の字新川三三番地（上官姓大宗大濱親雲上正廟家、屋号・ハナスクンスンヤー）の屋敷内にある。

この慶田盛村の共同井戸の側に住んでいた美女のクンチェーマについては、喜舎場永珣著『八重山古謡（上）』（一九七〇年／沖縄タイムス社）の中の古謡「慶田盛ヌクンチェーマユンタ」に歌謡、訳、解説が掲載されている。以下はその引用である。

慶田盛ヌクンチェーマユンタ（新川）

| 原歌 | 訳 |
|---|---|
| 一　慶田盛ヌ　井戸ヌパタヌ<br>クンチェーマ | 慶田盛家の　井戸端に<br>クンチェーマ美女がいた |
| 二　シィトゥムディニ　朝パナニ<br>起キスリ | 早朝に　朝まだきに<br>元気に起床して |
| 三　水ムチク<br>櫛取リク　ヤラベーマ | 水を持ってきて頂戴<br>櫛も持ってきて下さい　童女よ |
| 四　水ユナユ　櫛ユイキヤ<br>ナユスディ | 水で何なさるのか　櫛でどうなされるのか<br>何をなされるのか |
| 五　手スミスディ<br>身撫ディスディ　ヤラベーマ | 手を洗うためさ<br>化粧をするためにさ　幼女よ |

六　手スミスディ　身撫ディスディ
　　ヤティカラヤ
七　ナラ着物バ
　　ドゥヌ衣装バ　取リィ掛ケ
八　着ルティヨウティ　カキティヨウティ
　　ヤティカラヤ
九　前ヌ道
　　中ヌ小路　出デ立チ
十　東カイ　ウフアロカイ
　　見アギリバ
十一　ティフヌ主
　　上ビ主ヌ　オウルソ
十二　クロウマナーラ
　　拝マナーラ　主ヌ前ヌ
十三　ウラジマカイ
　　ドギャ行クン　女童
十四　煙草フキ
　　煙飲ミ　女童

---

手をきれいに洗って　お化粧を卒えて
その後はどうされるのか
自分の着物をつけた
自己の衣装をつけ　きれいに美装して
上着を羽織って　着物を羽織って
その後はどうなされる
前の大とおりへ出た
中の小路に　出かけてから
東の方へ　上方東表の方を
見たところ
首里大屋子主という
上位の御役人が　御出になった
今晩は御役人さま
お拝みます（同義語）　御役人の御前様
お前は何処へ行くのか
いずこへ行くのか　乙女よ
煙草を吹けよと口火を切られた
酒を飲め　乙女よ

十五　バン女童
　　年幼少　アユリバ
十六　煙草デス
　　煙デス　知ラヌス
十七　煙草デソ
　　井戸ヌパタヌ
　　女童
十八　煙デン　慶田盛家のクンチェーマ
　　慶田盛ヌ　クンチェーマ

---

青春の少女は
年が若いので　あるから
煙草というもの
煙というものの　味を一寸も知りません
役人が煙草と言ったのは初対面の挨拶の言であって
お前は評判の高い井戸端の
美人かということだ
美人のことで
今晩は役人とのお供をせよとの意である

〈解説〉

一、慶田盛パカの一名称である。四カ村（登野城・大川・石垣・新川）には二十二パカがある。新川だけでも九パカある。慶田盛は当て字であって「キドゥムリィ」が正しい。「キドゥムリィパカ」の区域内にあったから慶田盛の当て字で表している。「パカ」という古語は一区切りあるいは一畝、一区域の意で、大古は道を隔てて両道路の間の一区切りを「一パカ」と称えていた。その一パカごとに名称が付されてあった。キドゥムリィパカにあったことから「キドゥムリィヌクンチェーマ」と称している。現代は当銘宅（上官姓大宗大濱親雲上正廟家・屋号ハナスクンスンヤー）に当たっている。

二、井戸端ヌクンチェーマ　この歌中にある井戸は、いまなお、当銘家（上官姓大宗大濱親雲上正廟家・ハナスクンスンヤー）に保管されて香炉まで置いて尊信されている。往昔は「下り井戸」と称して階段を下りて水を汲んでいたが、後世になって階段式から堀抜井戸式に改造され、釣瓶で水を汲むようになっている。如何なる旱魃にも水が涸れることなく岩石の間から水がわき出している。海岸に近いが、炊飯に供されるほどの水の甘さである。この井戸は新川部落の豊年祭や九月九日の重陽の節句などにこの水を神前に供進する風習がある。この井戸は一番座敷に向けてあったので「浦座井戸」とも称せられている。クンチェーマは絶世の美人であり、その井戸の側方（端）に住居していたようである。もうひとつの井戸は西方の台所の近くにあって、一般人が使用するようになっている。その水は塩っぱい水である。

十七世紀後半頃までの慶田盛村出身のティフヌ主（シュウ）

一五〇〇年、「オヤケアカハチ・ホンカワラの乱」から十七世紀後半頃まで「慶田盛ヌクンチェーマユンタ」に記載された慶田盛村出身のティフヌ主（首里大屋子＝シナバク、頭＝カサ）になった方を挙げると次の通りである。

一、一五〇六～二六年（尚真王世代の正徳年間）任、仲間満慶山の子息・嘉善姓大宗嘉平首里大屋子永展（生日忌日不詳）、『嘉善姓大宗永展』
一、不明、仲間満慶山の長子・嘉平首里大屋子佐加伊（不明）、『憲章姓大宗英乗』
一、不明、那礼当の嫡子・美良底首里大屋子保久利思（不明）、『山陽姓大宗長光』
一、一五二七～五五（尚清王世代の嘉靖年間）年任、嘉善氏二世石垣親雲上永信（一五二六～六五年）、『嘉善姓大宗永展』
一、不明、美良底首里大屋子保久利思の嫡子・美良底首里大屋子（不明）、『山陽姓大宗長光』
一、不明、嘉平首里大屋子佐加伊の長子で嘉平首里大屋子満慶山（不明）、『憲章姓大宗英乗』
一、不明、大史氏二世波照間首里大屋子高集（生享年月日不詳）、『大史姓大宗高教』
一、一五七六（万暦四）年任、上官姓大宗大浜親雲上正廟（不伝～一五八六年）、『上官姓大宗正廟』
一、一五八七（万暦十五）年任、伯言姓大宗大浜親雲上政通（生寿不詳）、『伯言姓大宗政通』
一、一五八九（万暦十七）年任、憲章姓大宗石垣親雲上英乗（不詳～一六〇一年）、『憲章姓大宗英乗』
一、一六〇一（万暦二十九）年任、嘉善氏四世石垣親雲上永正（一五五〇～一六二〇年）、『嘉善姓大宗永展』
一、一六〇四（万暦三十二）年任、伯言氏二世大浜親雲上政保（一五八九～一六二四年）、『伯言姓大宗政通』
一、一五八九～一六一九（尚寧王世代の万暦年間）年任、憲章氏二世波照間首里大屋子英恒（不詳）、『憲章姓大宗英乗』

一、一五八九～一六一九（尚寧王世代の万暦年間）年任、憲章氏三世古見首里大屋子英林（不詳）、『憲章姓大宗英乗』
一、一五八九～一六一九（尚寧王世代の万暦年間）年任、憲章氏三世嘉平首里大屋子英種（不可考）、『憲章氏三世英種小宗』
一、一五八九～一六一九（尚寧王世代の万暦年間）年任、嘉善氏五世嘉平首里大屋子永政（一五八〇～不明）『嘉善姓大宗永展』
一六一三（万暦四十一）年任、嘉善氏五世平良親雲上（友利首里大屋子兼務）永政、『嘉善姓大宗永展』
一六一八（万暦四十六）年任、嘉善氏五世嘉平首里大屋子永政、『嘉善姓大宗永展』
一、不明、大史氏四世波照間首里大屋子高根（不詳～一六六八年）、『大史姓大宗高教』
一、一六二八～四三（崇禎年間）年任、長興姓大宗古見首里大屋子善安（生寿但不詳）、『長興姓大宗善安』
一、一六二八～四三（尚賢王世代の崇禎年間）年任、上官氏四世黒島首里大屋子正繁（一六一〇～八六年）、『上官姓大宗正廟』
一、一六四四（順治元）年任、嘉善氏五世西表首里大屋子永安（一五八七～一六七四年）、『嘉善氏五世永安小宗』
一、不明、憲章氏四世波照間首里大屋子英親（不明）、『憲章氏四世英親小宗』
一、一六六八（康熙七）年任、嘉善氏七世黒島首里大屋子永善（一六二三～八五年）、『嘉善姓大宗永展』
一六七一（康熙十）年任、嘉善氏七世大浜親雲上永善、『嘉善姓大宗永展』
一、一六七六（康熙十五）年任、山陽氏三世黒島首里大屋子長孝（一六四五～八六年）、『山陽氏三世長孝小宗』
一、一六九一（康熙三十）年任、嘉善氏七世黒島首里大屋子永秋（一六四七～一七二五年）、『嘉善氏五世永安小宗』
一六九六（康熙三十五）年任、嘉善氏七世石垣親雲上永秋、『嘉善氏五世永安小宗』
一、一六九一（康熙三十）年任、大史氏五世西表首里大屋子高康（一六四九～一七一八年）、『大史姓大宗高教』

## 三、大野ダキアヨウ（新川）

新川（喜田盛）五四番地には八重山のキリシタン事件（一六二四～四二年）の時、一六二四年嘉善氏五世本宮良頭・永將、一六三八年にも弟の宮良与人永定の二人が焚刑（火炙り）に処された。最初に本宮良頭・永將が焚刑に処されたので、本宮良主の御嶽と呼んでいる。また本宮良の主の御嶽を別名オンナー（小さな御嶽）とも呼んでいる。五十年前までは、旧九月九日の重陽の節句には本宮良頭の主の永將を慕い、子供たちが本宮良頭の主の永將にあやかって健やかに育つよう、また大成するように願いをこめて神前に参拝し、厚く祭典を行っていた。

本宮良頭の主永將が火刑に処される際には自作の辞世の句を歌い、平然として死に就いたと言われている。その歌が、次の「大野（ウフヌ）ダキアヨウ」だといわれる。その原歌、訳、解説は喜舎場永珣氏の『八重山古謡（上）』（一九七〇年／沖縄タイムス社）からの引用である。

大野ダキアヨウ（新川）

| 原歌 | 訳 |
|---|---|
| ヨーイヒー（囃） | |
| 一　大野ダキ　ヨーホー（囃） | 大野原に咲いている |
| 花カイシャ　上カラドゥ | 花の美しさは　上部から見た方が |
| カイシャーリィ　ヨーホー（囃以下略） | 美しい（外形の美） |
| 二　広野ダキ　花カイシャ | 広野に咲きほこる　花の美しさは |
| スバカラドゥ　美イシヤーリィ | 側方から眺めた方が　一層美しい |

三　親子カイシャ　子カラドゥ　　親子の円満な家庭は　息子等の理解による
　夫婦カイシャ　トゥジィカラドゥ　　夫婦の愛情は　妻の譲歩による
四　布カイシャ　ヌキィカラドゥ　　反物が上品に見えるのは　緯糸のよしあしによる
　並ミカイシャ　　縞柄が並に揃っているのは
　勢頭カラドゥ　　機織主任の手腕による
五　旅カイシャ　石垣ヌ主　　上国旅の平安は　石垣頭主の旅である
　路カイシャ　宮良ヌ主　　一路平安の旅は　宮良頭主の旅である

〈解説〉

一、この古謡は子孫の伝承によると、「外形の美しさだけでは価値は評価出来ず、物質の奥に零妙きわまりなく秘められた生命（零）こそ永遠不滅なものである」と常に翁は説教しておられた。その真理を平凡なアヨウの古謡で表現して子孫に遺言として残されたと伝えられる風刺的のものである。

二、翁の紋所を観察するに四つ巴に十字を配してある。これはとりもなおさず四つの巴は心の象徴であって、心すなわち神を意味し、十字はキリストの十字架をかたどっている。これによって見ても翁の信仰は実に深かったことが伺える。

三、何故に大浜頭を謡ってないか。これは大浜頭が首里王府へ密告された張本人であったからこれを謡うことを省かれたと伝えられている。

四、この古謡のアヨウは尚豊王の世代に南蛮船が寄港してキリスト教を布教した。その時、宮良頭永将翁は国禁とは知りつつも支那人の通訳によってキリスト教の教義を知り、実に世界的宗教たることを悟り、これを信仰したのである。これが露見されてついに首里の法廷において裁判の結果、犯罪事実が明白になったので火あぶりの重罪に処せられたのである。いよいよ焚刑場に行く前にこれまで胸中にたぎっていた感情が爆発して、この「大野ダキアヨウ」と言う即興詩となって謡い出されたと子孫ならびに村の古老達は伝えている。

現在、キリスト教は、仏教、イスラム教と並んで世界三大宗教の一つとされ、約十億人のキリスト信者がいると言われている。

最近、頻繁に石垣へ寄港する観光クルーズ船の来島により、日本最南端で唯一のキリシタン事件の殉教の地である本宮良の主の御嶽＝オンナー（小さなお嶽）が注目されている。焚刑にされた二人の、本宮良頭永將、弟・宮良与人永定の霊石を安置した祠は、県道の拡張工事により南側に移し八重山のキリシタン事件の説明板を立てた。これから殉教の地として史跡への指定を石垣市教育委員会に依頼し、ミニ歴史公園化して観光資源の一つに活用できるように願っている。説明板には次のように記載されている。

八重山キリシタン事件殉教の地（碑文）

一六二四年に石垣島冨崎の沖に漂着した宣教師フアン・デ・ロス・アンヘレス・ルエダ神父によって八重山にキリスト教がもたらされ嘉善姓一門を中心にひろまったが国禁であるキリスト教を信仰したとして「八重山キリシタン事件」と呼ばれるキリシタン弾圧事件がおこった。

一六二四年、宮良親雲上永將は首謀者として当地（オンナー）において焚刑に処され、財産は没収。子孫は波照間島や与那国島、宮古島に流された。ルエダ神父は、琉球王国に連行されたのち粟国島へ流刑となり、そこで殺害された。

一六二九年には、トマス・デ・サン・ハシント西六左衛門神父が日本への密航の途中に石垣島に立ち寄り、永將の弟宮良頭の永弘や大城与人安師と接触したとして翌年ふたりは琉球王国へ連行された。永弘は渡名喜島へ流刑となり、一六三五年に焚刑に処せられるが、安師は慶良間島へ流刑となった後に救されて帰島する（一六四二年）。

さらに、一六三八年には宗門改めの踏み絵により永將の弟の宮良与人永定がキリシタンとして永將同様当地（オンナー）で焚刑に処せられた。

この一連の事件は薩摩侵入（一六〇九年）後の琉球唯一のキリシタン弾圧による殉教事件である。

本宮良の主と呼ばれた永將翁が処刑されるときに歌ったとされるのが「大野ダキアヨウ」である。

祠の中の霊石は、焚刑に処せられた本宮良の主永將翁と宮良与人永定翁のものと伝えられる。永將翁の紋所「四つ巴」は心の字紋を表しているといわれる。

二〇〇四（平成十六）年十月二十二日（旧九月九日）嘉善姓一門会

戦前のオンナー（東恩納寛惇『南島風土記』1950年より）

改築されたオンナー

現在のオンナー